



# 投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項



## 【投資信託に係るリスクと費用】

### ●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券(リート)などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

### ●投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

### ■お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料 : **上限3.78% (税込)**

換金時手数料 : **換金の価額の水準等により変動する場合があります。あらかじめ上限の料率等を示すことができません。**

信託財産留保額 : **上限0.5%**

### ■お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬) : **上限 年率2.6824% (税込)**

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料 : 上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書(交付目論見書)等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用(上限額等を含む)を表示することはできません。

※手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

## 【ご注意事項】

●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。

●当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。

●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

●当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

●投資信託は、

1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。



## ■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは



商号等: 八幡信用金庫  
登録金融機関 東海財務局長(登金)第60号

## ■設定・運用は



商号等: アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号

加入協会: 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

170814JS つみたてNISA 3つのポイント



いまからできること、コツコツはじめてみませんか。

# NISA 3つのポイント

NISA(ニーサ)とは、「少額投資非課税制度」の愛称です。

情報提供資料  
2017年8月



つみたてNISAは、2018年1月からはじまる一定の条件を満たした投資信託の配当・譲渡所得が非課税になる税制優遇制度です。

## 「つみたてNISA」3つのポイント



1. 一定の条件を満たした投資信託\*1が投資対象
2. 非課税額は毎年40万円・非課税期間は最長20年間\*2
3. 投資方法は積立方式のみ

\*1 「信託契約期間が無期限又は20年以上あること」、「分配頻度が毎月でないこと」、「ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ運用を行っていないこと」の政令要件に加え、金融庁が告示で定める要件を満たす投資信託を指します。

\*2 一般の課税口座では、株式や投資信託で得た配当・譲渡益にかかる税率は20.315%です(2017年6月末現在)。

## 1. 一定の条件を満たした投資信託が投資対象

長期投資が前提となるつみたてNISAでは、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託の配当・譲渡所得が非課税となります。



## 「つみたてNISA」の投資対象となる投資信託の要件

- 信託契約期間が無期限または20年以上であること
- 毎月分配型でないこと
- 公募株式投資信託の場合、販売手数料がかからないノーロード・ファンド\*1であること など

	対象指数	売買手数料(税抜)	信託報酬(税抜)	その他	
公募株式投資信託*2	指定インデックス投資信託	ノーロード	国内資産	0.5%以下	-
			海外資産	0.75%以下	
公募株式投資信託*2	上記以外の投資信託	-	国内資産	1%以下	・純資産額50億円以上 ・信託開始以降5年経過 ・信託期間の2/3で資金流入超
			海外資産	1.5%以下	
上場株式投資信託(ETF)*3	指定	1.25%以下*4	0.25%以下	国内取引所のETF	・円滑な流通のための措置が講じられているとして取引所が指定するもの ・最低取引単位1,000円以下(るいとう)
				外国取引所のETF	・資産残高1兆円以上 ・最低取引単位1,000円以下(るいとう)

\*1 解約手数料(信託財産留保額を除く)も0%、口座管理手数料も0円。 \*2 投資の対象資産に株式を含む必要があります。 \*3 株式指数のみを対象としている必要があります。 \*4 口座管理手数料は0円。 ※対象指数については「つみたてNISAについて」(金融庁)をご覧ください。 出所: 金融庁の情報をもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は、2017年6月末時点の内容をもとにアセットマネジメントOneが作成したものであり、今後の法令・制度の変更等により内容が変更となる場合があります。

## 2. 非課税額は毎年40万円・非課税期間は最長20年間

長期投資が前提となるつみたてNISAでは、NISAよりも非課税投資枠が小さく、非課税期間が長く設定されていることなどに特徴があります。

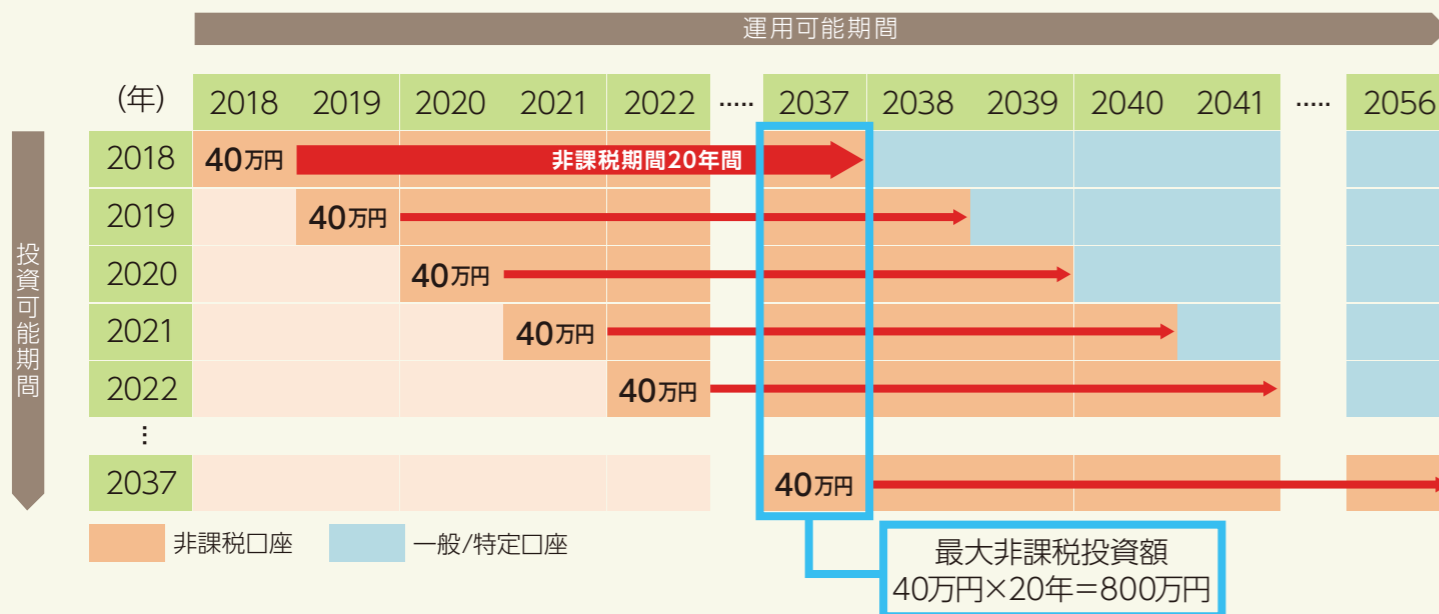


### 「つみたてNISA」と「NISA」の違い

	つみたてNISA	NISA
投資方法	積立方式	通常買付・積立方式
対象商品	長期積立・分散投資に適した一定の条件を満たした投資信託	上場株式・投資信託等
口座開設可能期間	2037年まで	2023年まで
非課税投資枠	年間40万円	年間120万円
非課税期間	投資した年から最長20年間	投資した年から最長5年間
非課税期間の延長(リボル)	不可	可
利用資格	20歳以上の居住者等	
両制度間の移管、制度併用	相互間の商品の移管は不可、年ごとに選択制であり同一年の併用は不可	
非課税対象	配当金・分配金・譲渡益	

出所:各種資料をもとにアセットマネジメントOne作成

### 「つみたてNISA」のイメージ図



※上記はイメージ図であり、すべてを表しているものではありません。

※上記は2017年6月末時点の内容をもとにアセットマネジメントOneが作成したものであり、今後の法令・制度の変更等により内容が変更となる場合があります。

## 3. 投資方法は積立方式のみ

NISAと同じように、つみたてNISAも利用するうえでいくつかのルールがあります。特に、投資方法が積立方式に限定されていることや、NISA口座との併用に制限があることなどを押さえておきましょう。



### 「つみたてNISA」の利用ルール

- ① 一人当たり1口座  
非課税口座への移管不可

金融機関A 1口座

税務上、1年当たり一人1口座に限定されます。非課税口座へ特定口座等で保有している商品を移すことはできず、新たな資金での購入が必要です。
- ② 1年単位で金融機関の変更が可能

金融機関B 1年単位で変更が可能 金融機関C

一定の手続きをとることで、金融機関を変更できます。\*
- ③ NISA口座との併用は不可

つみたてNISA 併用 X NISA

つみたてNISAは現行のNISAと同一年の併用は出来ません。ただし、年ごとにどちらかを選択することは可能です。
- ④ 積立方式で投資

(例) 積立初回 積立2回目 積立3回目

各年の非課税投資枠の上限である40万円以内であれば、途中で積立金額を変更することも可能です。
- ⑤ いつでも売却可能

20年間 売却

非課税期間に、途中売却はいつでもできます。
- ⑥ 売却すると、その分投資枠は減額

40万円 売却 5万円 35万円 残額

一度売却すると、その分だけ非課税投資枠は減額されます。
- ⑦ 売却した分の再利用は不可

売却 再利用不可 非課税 非課税

つみたてNISAの非課税投資枠は、年間累計投資額40万円を超えて利用することはできません。つまり、満額まで投資した場合は売却しても非課税枠の再利用はできません。
- ⑧ 残った非課税投資枠の繰越は不可

40万円 繰越 X 翌年分

上限40万円まで投資をしなかった場合、残った非課税投資枠を翌年に繰越すことはできません。
- ⑨ 他の口座との損益通算は不可

損失 非課税口座 利益 一般/特定口座

非課税投資枠の資産は他の口座の資産とは別枠であり、売却により非課税口座に損失が出てても、他の口座との損益通算はできません。

\*変更前の非課税口座で公募株式投資信託等を購入済の場合、その年は金融機関の変更ができません。

※上記は2017年6月末時点の内容をもとにアセットマネジメントOneが作成したものであり、今後の法令・制度の変更等により内容が変更となる場合があります。